

# 会則改定のお知らせ

この度、令和7年（2025）2月26日に第3回甲武中学校同窓会役員会を開催しました。運営方針の見直しに伴い、会則の一部を以下の通り改定することとなりました。

## 【改定内容】

対象条項：第3章第10条 及び 第4章第11条（会費に関する規定）

改定後：

第3章運営 第10条 ~~正会員は入会の際、所定の金額を納入しなければならない。~~

第4章会計 第11条 本会の会計は会費、寄附その他による。

~~会費は入会金を含めて300円とする。~~

施行日：2025年2月26日

皆様におかれましては、趣旨にご理解、ご賛同いただき、引き続き当会の活動にご支援賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件に関しましてご不明点等がございましたら、事務局までお問い合わせください。

令和7年3月1日  
西宮市立甲武中学校同窓会  
役員一同

問合せ先  
西宮市立甲武中学校同窓会事務局  
〒663-8011 兵庫県西宮市樋ノ口町1丁目7-55  
TEL:0798-64-5015 FAX:0798-64-6120